

米の生産調整見直しをめぐる課題

— 過剰作付・米価下落への備え —

農林水産委員会調査室 稲熊 利和

1. はじめに

平成 25 年 11 月 26 日、政府は、農林水産業・地域の活力創造本部（本部長＝内閣総理大臣）を開き、5 年後の 30（2018）年産を目途に、主食用米の生産調整を見直し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者が自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにすることを決定した¹。また、26 年産から米の直接支払交付金²を半減し、29 年産をもって廃止することとした。

昭和 46（1971）年から本格的に開始された米の生産調整は、約 50 年間続いた後、大きな転機を迎えることとなった。本稿では、生産調整見直しに係る経過や課題等を整理する。

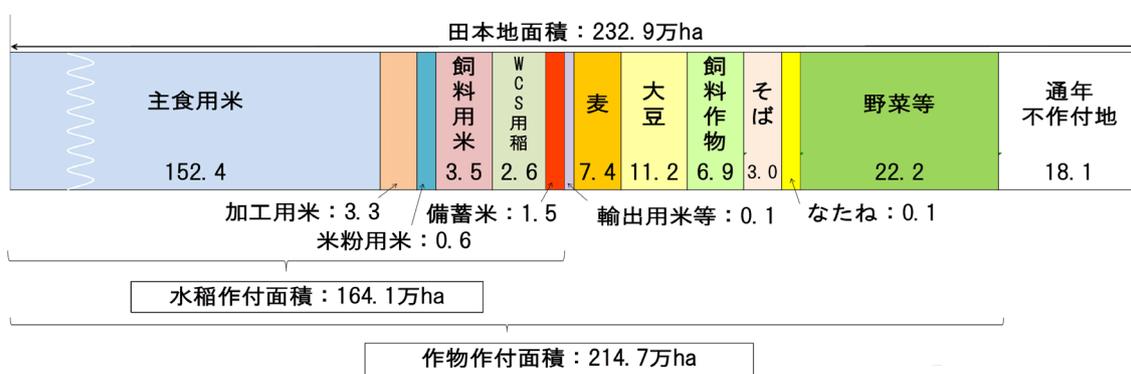
2. 米生産の現状

米は、我が国農業における基幹作物である。もともと、農業生産額では、平成 16 年以降、首位の座を畜産に明け渡しており、24 年の生産額は、畜産 2 兆 5,880 億円、野菜 2 兆 1,896 億円、米 2 兆 286 億円と 3 番目になっている。

我が国の耕地面積は、454 万 ha（平成 24 年）であるが、このうち田が 247 万 ha（畦畔を除いた本地は 233 万 ha）、畑が 208 万 ha となっている³。耕地面積は昭和 36（1961）年の 609 万 ha（田は 339 万 ha、畦畔を除いた本地は 315 万 ha）をピークに減少傾向にある。

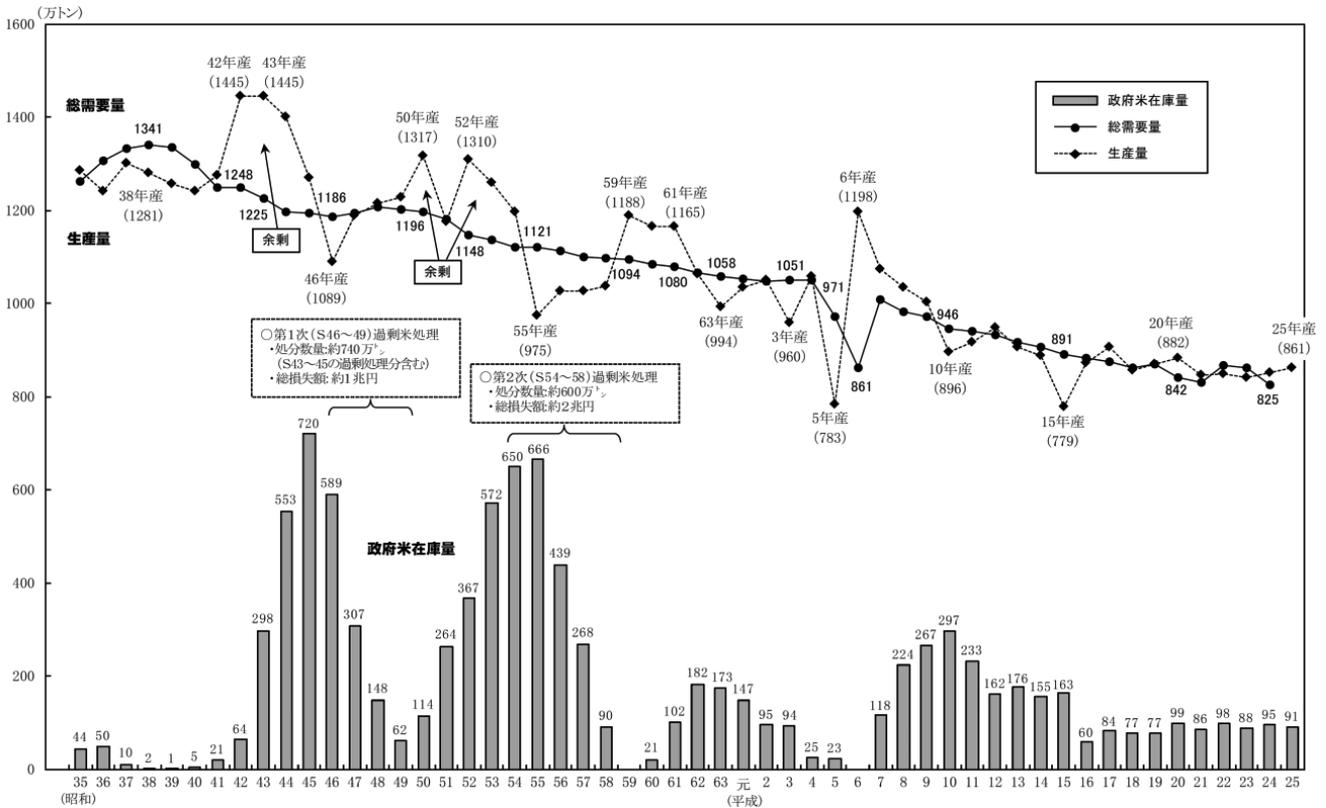
水田の利用状況を見ると、主食用米の作付面積は 152 万 ha であり、水田 233 万 ha の 65% にとどまっている（図表 1）。生産調整により、水田における主食用米の作付面積を制限することは、余った水田で何を作付けするかという課題をもたらす。輸入量が多く、自給率

図表 1 水田の利用状況（平成 24 年）



（出所）『米をめぐる関係資料』（平成 26 年 3 月）（農林水産省）

図表2 米全体の需給動向



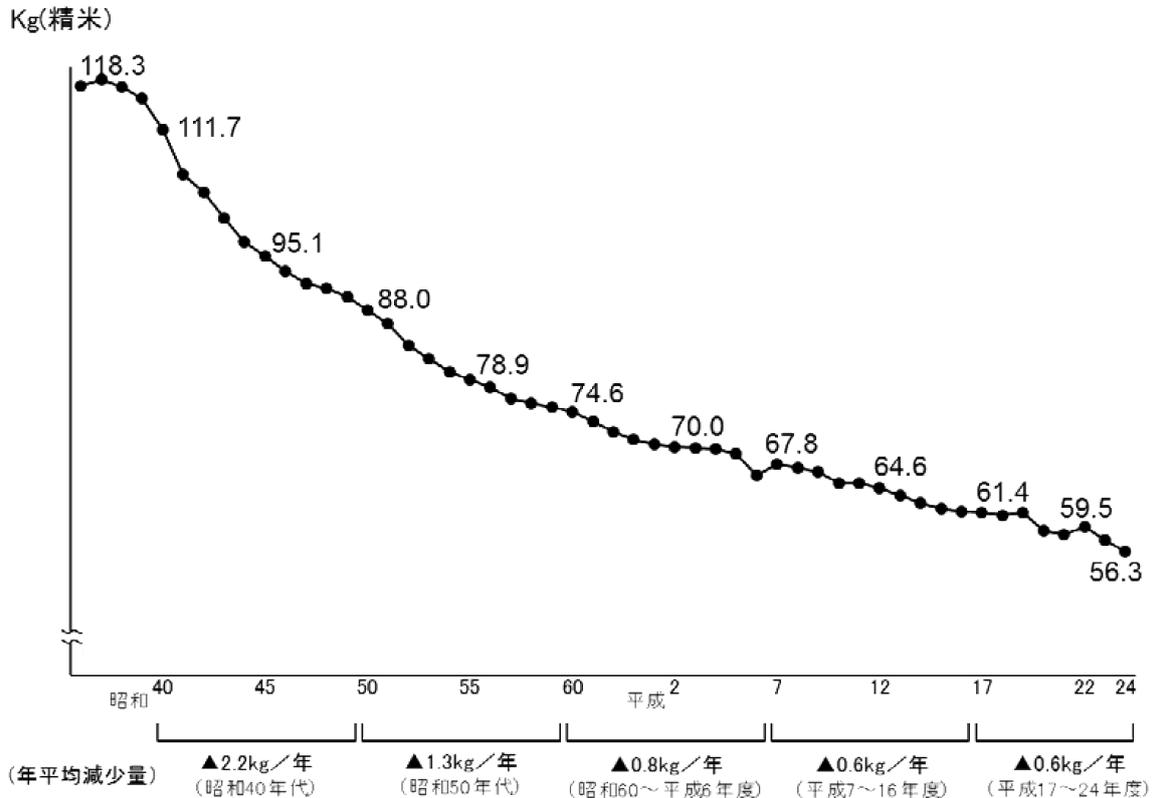
- 注1 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 2 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
 3 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
 4 総需要量は、「食料需給表」（4月～3月）における国内消費仕向量（陸稲を含み、主食用（米菓・米穀粉を含む）のほか、飼料用、加工用等の数量）である。
 ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
 5 生産量は、「作物統計」における水稻と陸稲の収穫量の合計である。
 (出所)『米をめぐる関係資料』（平成26年3月）（農林水産省）

が低い麦、大豆を作付けできればよいが、排水が悪く、土が湿潤だとよく育たない。このため、水管理等に十分な手間をかけることができ、技術も併せ持つ農家でなければ、品質・収量ともに安定的な生産を行うことは難しい。兼業農家には、ハードルが高い作物である。

米の生産量は、昭和42（1967）年に1,445.3万トンと史上最高を記録したが、国内消費量約1,200万トンとの間に200万トンのギャップが生じ、米の過剰問題が発生した。その後、米について生産量と総需要量は右肩下がり推移し、平成25年の生産量は、861万トンまで減少した（図表2）。高齢化と人口減少が続いていることから、低下傾向はしばらく継続するものと見込まれる。

米の総需要量の減少は、食生活の洋風化も大きな要因の一つである。米の消費が徐々に低下する一方で、肉類や乳製品などの動物性たんぱく質を多くとるようになった。昭和37（1962）年には、米の1人当たり年間消費量は118kgであったが、50年後の平成24（2012）

図表3 米の消費量の推移



注：1人1年当たり供給純食料の値である。
 (出所)『飼料用米の推進上の課題と解決に向けた取組について』(平成26年4月)(農林水産省生産局)

年には56 kgと半減した(図表3)。

3. 米の生産調整の歴史

戦後の食料不足の時代には、米の生産が奨励され、耕地の造成も盛んに行われた。それでも昭和30年代末まで米は不足基調で推移した。しかし、42年に1,400万トンを上回る大豊作となり、翌43年も大豊作となった。政府による全量買い上げという食糧管理制度⁴の下で、米の在庫が一気に積み上がるとともに、管理経費の財政負担が大きくなった。また、生産コストに基づく生産者米価⁵が上昇する一方、消費者米価⁶は据え置かれたため、二重米価となって逆ざやが拡大し、財政的に負担を継続することが困難になった。

膨らむ財政負担を抑えるためには、生産者米価を下げて、消費者米価に近づけ、逆ざやを解消するか、政府が買い上げる米の量を一定の数量に抑えるしかない。当時、政府与党では様々な検討が行われたが、最終的に政府が買い上げる数量を抑える、つまり生産量を抑制する方法が採用されることになり、減反政策としての米の生産調整は、昭和44(1969)年から試験的に開始された後、46(1971)年から本格的に実施された。

生産調整の実施に対し、農業者は、当初強く反発した。生産量の削減は、所得の低下を招くためである。減反奨励金という財政支出も行われたが、所得減少分を賄う水準のもの

ではなかった。反発する農業者に対して生産調整の遵守を求めため、遵守しない者に対して各種農業補助金の対象外にするペナルティ措置を設けるなど、締付けが強められた。このため、農業者と市町村・農業団体の担当者との間で、また、同じ集落の中でも遵守する者とししない者との間であつれきが生じることとなった。

生産調整に対しては財政による補助金支出が行われ、その内容は様々な変遷をたどってきた（図表4）。

平成14（2002）年には、生産調整に対する限界感・不公平感の増大などの問題を打開するため、米政策改革大綱が策定された。米政策改革大綱を踏まえて、16年産から、国が一律的に転作面積を配分する方式（ネガ面積配分）を、国が生産数量を配分する方式（ポジ数量配分）に変更した。また、19年産から農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムに移行することとされた。なお、16年産から、生産調整に係る補助金を産地づくり交付金とし、主食用米を作付けしない水田において、麦や大豆など地域の判断により作物を選択し、これに補助を行う仕組みとした。産地づくり交付金の予算額は、創設された16年度では、1,651億円であった⁷。

しかし、平成19年の秋、全国的な過剰作付の拡大と全農の概算金の見直し等により、米価の大幅な下落が生じた。政府は、19年10月に米緊急対策を決定し、政府備蓄米34万トンの買入れ、全農による10万トンの主食用米の非主食用（飼料）への転換、20年産米の生産調整達成に向けた取組の強化等を決定した。自主的な生産調整への移行を開始した年に、締付けを強化する体制に逆戻りすることになった。

平成21年9月の民主党を中心とする政権への交代により、22年度に戸別所得補償モデル対策の実施、23年度に本格的な戸別所得補償の実施となる農業者戸別所得補償制度の導入が行われた。戸別所得補償は、販売農家・集落営農に対して、①畑作物への交付金、②水田活用の交付金、③米への交付金、④米価下落が生じた際、当年産の販売価格が標準的な販売価格（過去3年平均）を下回る差額を交付する米価変動補填交付金を交付することを内容とする。主食用米の生産に対して補助金を交付したことは、我が国の農政史上初めてのことであった。なお、米への交付金は、生産数量目標に即して生産を行う場合に交付するとされ、生産調整は継続した。

戸別所得補償制度の狙いは、米の生産コストが販売価格を上回っている状況において、その差額を補填することで、農業生産の継続と農業の有する多面的機能の発揮を図ろうとするものであった。

これに対し、当時野党だった自民党は、戸別所得補償をバラマキ政策と批判するとともに、対抗する政策として、担い手総合支援法案⁸及び多面的機能法案⁹を取りまとめ、議員立法として国会に提出した。担い手を育成・支援することで農業の構造改革を進めるとともに、農業生産活動に対して農地面積に応じて交付金を交付することにより農業の多面的機能の発揮を図ろうとするものであった。

平成24年末の衆議院総選挙により政権に復帰した自民党は、25年度は生産現場に混乱をもたらすことを避けるため戸別所得補償の名称を経営所得安定対策に変えるにとどめ、施策の中身は継続することとした。同時に、党内では、選挙公約で「戸別所得補償を見直

図表4 生産調整の助成金の推移

対策名	年度	目標面積 (千ha)	生産数量目標 (万トン)	補助金等 (億円)
稲作転換対策	昭46(1971)	547		1,696
	昭47(1972)	520		1,719
	昭48(1973)	498		1,758
	昭49(1974)	325		1,150
	昭50(1975)	244		868
水田総合利用対策	昭51(1976)	215		842
	昭52(1977)	215		966
水田利用再編対策	昭53(1978)	391		1,966
	昭54(1979)	391		2,248
	昭55(1980)	535		2,996
	昭56(1981)	631		3,388
	昭57(1982)	631		3,459
	昭58(1983)	600		3,369
	昭59(1984)	600		2,569
	昭60(1985)	574		2,237
水田農業確立対策	昭61(1986)	600		2,174
	昭62(1987)	770		1,695
	昭63(1988)	770		1,711
	平1(1989)	770		1,711
	平2(1990)	830		1,511
	平3(1991)	830		1,511
水田営農活性化対策	平4(1992)	700		1,214
	平5(1993)	676		927
	平6(1994)	600		757
	平7(1995)	680		807
新生産調整推進対策	平8(1996)	787		931
	平9(1997)	787		940
緊急生産調整推進対策	平10(1998)	963		1,169
	平11(1999)	963		1,167
水田農業経営確立対策	平12(2000)	963		1,288
	平13(2001)	1,010		1,482
	平14(2002)	1,010		1,516
	平15(2003)	1,060		1,686
水田農業構造改革対策	平16(2004)	1,633	857	1,651
	平17(2005)	1,615	851	1,684
	平18(2006)	1,575	833	1,657
	平19(2007)	1,566	828	1,524
	平20(2008)	1,542	815	1,963
	平21(2009)	1,543	815	1,960
戸別所得補償制度モデル対策	平22(2010)	1,539	813	5,618
農業者戸別所得補償制度	平23(2011)	1,504	795	5,604
	平24(2012)	1,500	793	4,507
経営所得安定対策	平25(2013)	1,495	791	4,214
	平26(2014)	1,450	765	3,777

注1 目標面積は、平成15年度以前は減反面積、16年度以降は生産数量目標を主食用米の作付面積に換算。

2 補助金等は、各年度の当初予算額。

3 平成23年度は、24年度予算計上の米価変動補填交付金1,391億円を含む。

(出所)『生産調整の現状と課題』(平成14年1月)(農林水産省)及び中渡明弘「米の生産調整政策の経緯と見直し問題」『調査と情報』第659号(2009.11.17)5頁より作成

す」としていたことを踏まえ、その見直しに着手した。

4. 今回の生産調整見直しの経緯

今回の生産調整見直しのきっかけとなったのは、平成25年10月24日の産業競争力会議農業分科会に新浪剛史主査（ローソン代表取締役CEO）が提出した経営所得安定対策の見直しと補助金改革に関するレポートであった。このレポートには、①米の直接支払交付金の廃止、②主食用米の生産数量目標の廃止が含まれていた。

新浪主査のレポートを機に、自民党内での戸別所得補償見直しの議論が加速し、①米の直接支払交付金は、平成26年産から単価を10a当たり15,000円から7,500円に半減した上で、29年産までの時限措置とする、②需要に応じた米の生産を推進するため、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進め、その「定着状況を見ながら5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見直し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体、現場が一体となって取り組む」ことで決着した¹⁰。

これを受けて、政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、平成25年12月10日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定した。同プランは、「経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の四つの改革を進める」としている。これら四つの改革は、相互に密接な関連を持つ。法律改正については、第186回国会（常会）に、農政改革2法案として、「経営所得安定対策の見直し」に関しては「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案」が、また、「日本型直接支払制度の創設」に関しては「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案」が提出され、26年6月13日の参議院本会議において可決、成立した。

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（以下「担い手経営安定法」という。）は、ゲタ対策（生産条件不利補正交付金）とナラシ対策（収入減少影響緩和交付金）を措置するものである。

ゲタ対策では、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの畑作6品目）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する。米は、十分な水準の国境措置が設けられており、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないことを理由に、対象から外れている。

ナラシ対策では、米も、そば、なたねを除く畑作4品目と合わせて対象作物とされている。ナラシ対策では、五つの品目について、それぞれ当年度の販売価格と標準的な販売価格¹¹との差額を計算し、その個別に計算した額を5品目で合計（プラス、マイナスを合算）して、赤字となっていれば、その9割を交付金として補填する。個々の品目ではなく、5品目全体で計算することで、経営に着目した支援策となっている。

日本型直接支払の創設は、既に予算事業として措置されている、①水路や農道等の維持・管理を行う共同活動に対する多面的機能支払、②中山間地等の条件不利地での営農継続に向けた活動を支援する中山間地域等直接支払、③低農薬・低化学肥料の農業を支援する環境保全型農業直接支援の三つの取組を法制化するものである。個々の農家では対応が難しい水田の水路管理等への支援や平地に比べて生産コストが高くならざるを得ない中山間地での農業支援を行うものであり、いずれも米生産と深くかかわる。

水田フル活用の推進について、水田での生産に最も適した作物は米であるが、米の需要が毎年約8万トンの減少傾向にある現状において、米の作付面積は、需要に見合ったものへと減らす必要がある。そのため、水田において転作を進めるとともに、転作物として麦、大豆、飼料用作物、飼料用米、米粉用米を生産することにより、食料生産装置としての水田をフル活用し、その生産力の維持を図るものである。

なお、米の生産調整に関しては、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法」という。）に規定が置かれ、米穀の生産者又は米穀出荷の事業を行う者の組織する団体は、生産調整に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるとされている（同法第5条第1項）。今回の生産調整の見直し¹²は、生産者やその団体が需要に応じた生産を行うことを内容とするものであり、平成30年産以降も自主的に生産調整を継続したとしても、食糧法は、これを否定するものではないと解される。

米生産は、農業・農村の在り方と深く関わる。四つの改革は、一つのパッケージと捉えられており、農政改革2法案の成立により、平成30年産以降の生産調整見直しに向けた取組が開始される。

5. 生産調整の見直しがもたらす課題

生産調整見直しに伴う課題には、二つのポイントがある。一つ目は、生産者やJAなどの集荷業者・団体が中心となって自主的に取り組む体制で、需要に応じた生産を実施できるかどうかである。過剰作付が生じれば、米価の大幅な下落が生じ、米の主業農家を中心に大きな打撃を受ける。平成19年は、生産者・生産者団体中心の生産調整を目標として取り組んだ最初の年であったが、米の過剰作付が生じ、米価下落が起きた。こうした経緯から、「生産者の数が多数にのぼる農業生産においては、『生産者主体の生産調整（＝生産者カルテル）』は機能し得ない」¹³との指摘もある。

農政改革2法案の国会審議でも野党側からは、こうした懸念が何度も表明された。これに対し、政府は、「具体的には、全国の需給見通しを出す、県内の米の売れ行きの情報を出す。それから、各地域で水田フル活用ビジョンをつくってもらおう。こういうことを踏まえて、主食用と非主食用をどういう作付にするか、麦、大豆についてどういうふうに住付するか、こういうことに関して、やはり生産者と集荷業者、これが相談をして決定をする。自ら販売をしている生産者は主体的な経営判断に基づいて決定するということが想定をされるわけで、こういうことができるような環境整備を進める」¹⁴旨の答弁を行った。

米の価格下落対策として、現状ではナラシ対策が設けられている。担い手経営安定法の改正により、平成27年産からは、認定農業者、集落営農、認定新規就農者は、その経営規

図表5 畜種別の米の利用可能量（試算）

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	618万ト	385万ト	601万ト	313万ト	446万ト	2,363万ト
配合可能割合	20%	50%	15%	10%	3%	
利用可能量	124万ト	193万ト	90万ト	31万ト	13万ト	453万ト
(参考)24年度使用量	16万ト	16万ト	10万ト	3万ト	2万ト	47万ト

資料：農水省調べ（生産量は飼料メーカー聞き取り、配合可能割合は畜産栄養有識者からの聞き取り及び研究報告をもとに試算）

注：利用可能量は、平成24年度の配合飼料生産量に配合可能割合を乗じて算出。

（出所）『飼料用米の推進上の課題と解決に向けた取組について』（平成26年4月）（農林水産省生産局）

模にかかわりなく、ナラシ対策への加入が可能となる。しかし、ナラシ対策では、米価の下落が続くと、交付金算定の基準となる標準的な販売価格も低下するため、交付金額が減少し十分な経営安定対策になり得ない。そこで、政府は、26年度予算において調査費を計上し、新たな収入保険制度の創設に向けて検討に着手するとしている。具体的には26年産に加入、27年に作付け、28年に納税申告をする3年1サイクルのフィージビリティスタディー¹⁵を行い、早ければ29年の通常国会に関連法案を提出するとしている¹⁶。十分な保障機能を持った保険制度を構築できるかどうかは鍵となっている。

なお、平成19年秋のように、過剰作付・米価下落が生じたときに、政府備蓄米として買い上げることにより、事実上の米の需給調整が行われることがある。しかし、食糧法第3条において、備蓄米は、政府による米の備蓄は米の供給が不足する事態に備えるものと定められており、需給調整の手段として位置付けることはできない。

生産調整見直しに伴う課題の二つ目のポイントは、主食用米から飼料用米への転作が円滑に進むかどうかである。政府は、輸入飼料に立脚する我が国畜産の現状から、トウモロコシを飼料用米に置き換えることにより、飼料用米の潜在的な利用可能量は少なくとも450万トンに上ると試算している（図表5）。問題は、米づくりが盛んな地域と畜産が盛んな地域が必ずしも一致していないことである。県内で飼料用米の需要と供給がマッチングすればよいが、県域を越える広域の飼料用米の輸送が必要になると、その輸送費がネックとなろう。配合飼料工場の立地は、海外からのトウモロコシ輸入を前提としていたため、海運の便のよい太平洋側に集中しており、日本海側の米生産地から太平洋側の配合飼料工場まで長距離の輸送が必要となる。政府は、配合飼料工場での飼料用米受入れについて、全国の生産者団体が地域の飼料用米を集荷して、配合飼料原料として飼料工場へ広域的に供給する仕組みにより、体制は整っていると答弁している¹⁷。しかし、飼料用米の取引価格が1kg当たり約30円と低いことを考えると、基本的に輸送距離に応じて輸送経費が高くなることに鑑み¹⁸、配合飼料工場の立地の在り方について検討する必要があるだろう。

また、県内で飼料用米を流通させる場合でも、集荷・流通・保管施設の整備は、今後の

課題である。飼料用米と主食用米とのコンタミ¹⁹を避けるため、飼料用米の集荷・流通・保管において主食用米と区分することが必要となる。地域によっては、保管場所等のめどが立たないため、飼料用米に取り組むことを断念した例もある²⁰。

さらに、トウモロコシの価格に対抗するため、飼料用米の多収性品種開発と直播などの技術開発を行い、低コスト化を進めることも必要とされている。

なお、飼料用米への手厚い助成については、その持続可能性が懸念されている。450万トンの飼料用米を生産したとして、10a当たりの単収530kg、助成単価8万円で計算すると、8,491億円の予算が必要となる。厳しい財政事情の下で将来にわたって予算を確保できるかどうかの問題がある。これだけの金額を投入するのであれば、予算の効率的な使用という観点から、トウモロコシなど他の飼料作物の生産振興を図ることの検討も必要となる²¹。

6. おわりに

生産調整見直しにより、平成30年産から行政は生産数量目標を配分しないとされているが、主業農家にとってソフトランディングできるかどうかは予断を許さない。見直し実施までに過剰作付の面積が拡大するなどの状況によっては、米政策を再度見直すこともあり得るだろう。その場合、直接支払政策を採用することも再び検討の対象になるものと考えられる。

農林水産業・地域の活力創造プランが示した新しい農業・農村政策では、米の直接支払交付金は、平成29年産をもって廃止される。その廃止は、1992年のEUのCAP政策で農産物の支持価格を引き下げ、直接支払により補填した改革を機に、世界の農政において採用されてきた流れに逆行するように見える。新しい農業・農村政策の下で創設された、日本型直接支払は、その交付水準や多面的機能支払²²が活動組織に対する支払となっていることから、直接支払として農業者の所得を補填する性格のものではない。

もともと、所得を補填する直接支払を行うには、多額の財政支出が必要となり、これを国民が納得できる理由が必要となるなど、実現へのハードルは高い。交付対象を絞り込めば財政負担は大きくはならないという主張もあるが、政治的にどこまでを交付対象とするかの線引きは、難しい課題である。

一方で、WTO交渉やTPP交渉では、常に我が国の米の高関税が問題とされてきた。仮に、米の関税引下げが行われれば、農家所得が減少した分を直接支払で補填することは、今後も政策の選択肢の一つとなる。既に、担い手経営安定法により、米をゲタ対策の対象作物として直接支払を行う仕組みは整えられている²³。米の生産調整を見直すことにより、何をどれだけ作付けるかを生産者の自主的な判断に委ねることには、誰も異論はない。問題は、農業経営を安定させていく仕組みである。農業が果たす食料生産と国土保全等の多面的機能を考えると、今後も直接支払政策の検討を継続することが必要となろう。

【参考文献】

荒幡克己『減反40年と日本の水田農業』（農林統計出版 平成26年）

- ¹ 生産調整見直しの決定の際、林農水産大臣は、農政の改革方向として、①経営所得安定対策の見直し、②日本型直接支払制度の創設、③水田のフル活用、④生産調整を含む米政策の改革の四つの柱を基本に進めていく旨を発言した。
- ² 米への交付金は、民主党政権の下で平成 22 年度に創設された。販売農家・集落営農に対して 10 a 当たり 1 万 5 千円が交付される。
- ³ 畑 208 万 ha の内訳は、普通畑 116 万 ha、樹園地 30 万 ha、牧草地 61 万 ha となっている。
- ⁴ 昭和 17 (1942) 年制定の食糧管理法に基づき、創設された。米穀に加え、主要食糧の生産・流通・消費にわたって政府が介入し、管理する。食糧管理法は、平成 7 (1995) 年廃止された。
- ⁵ 政府が生産者から買い入れる米の価格。食糧管理法に基づく政府の全量管理を基本として、生産者米価・消費者米価を国が決定する仕組みとなっていた。
- ⁶ 消費者が購入するときの配給米の価格で、食糧管理法によって政府が決定する。
- ⁷ 平成 16 年度予算では「産地づくり対策」の名称で計上されている。
- ⁸ 法律案の名称は、「農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案」であり、平成 23 年 5 月 27 日、衆議院に提出された。
- ⁹ 法律案の名称は、「農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案」であり、平成 22 年 6 月 14 日、衆議院に提出された。
- ¹⁰ 平成 25 年 11 月 25 日、自民党農林水産戦略調査会・農林部会・農業基本政策検討 P T 合同会議において資料が配付され、了承された。『農政対策ニュース (No19)』(平成 25 年 11 月 28 日) (全国農業会議所農政・企画部)
- ¹¹ 標準的な販売価格は、過去 5 年間のうち、最大値と最小値を除く、中庸 3 か年の平均値をとる。
- ¹² 安倍内閣総理大臣は、「減反廃止」との表現を施政方針演説において使用した。この点について、野党が中身は生産調整廃止ではないと批判したのに対し、行政が配分する米の生産数量目標に従って農業者が作物をつくっていたものを、5 年後を目途に、農業者がマーケットを見ながらみずからの経営判断で作物をつくれるようにする、米の生産調整の見直しであり、「こうした政策の内容を、専門外の人々にも理解しやすいように、いわゆる減反の廃止、このように述べたものであります」と答弁している。第 186 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号 9 頁 (平 26. 2. 3)
- ¹³ 服部信司「生産者主体の生産調整は機能しない」『週刊農林』第 2205 号 (平 26. 1. 15) 6 頁
- ¹⁴ 第 186 回国会衆議院農林水産委員会議録第 9 号 27 頁 (平 26. 4. 15)
- ¹⁵ 計画を作成し、実行に移そうとするとき、その実現の可能性を環境などの外的要因や内部的な資源・能力といった要因との関連で評価・検証すること。
- ¹⁶ 第 186 回国会衆議院予算委員会議録 5 号 19 頁 (平 26. 2. 10)
- ¹⁷ 第 186 回国会参議院農林水産委員会議録第 2 号 30 頁 (平 26. 3. 13)
- ¹⁸ 福井県から茨城県鹿島工場への飼料用米輸送経費は、1 kg 当たり 8～9 円。一方、県内輸送では、1 kg 当たり 1～3 円である。『飼料用米の推進上の課題と解決に向けた取組について』(平成 26 年 4 月) (農林水産省生産局)
- ¹⁹ コンタミネーションの略。主食用米の中に飼料用米が混入する、又は、その逆の場合を表す。
- ²⁰ 参議院農林水産委員会が平成 26 年 5 月 27 日に行った出雲地方公聴会において、樋ケ司公述人は、売り先が決まっていないことと、保管施設がないことの二つの理由で飼料用米の生産を断念したと説明した。第 186 回国会参議院農林水産委員会議録第 14 号 (平 26. 5. 29)
- ²¹ トウモロコシを田んぼで作る試みが秋田県大潟村で始まった。飼料用米よりも生産コスト、収益面では有利とする指摘がある。『朝日新聞』(平 25. 12. 24)
- ²² 現状では、中山間地域等直接支払は協定を締結した集落等に対して支払われるが、交付額の 2 分の 1 以上を個人配分することが原則とされ (農林水産省農村振興局長通知「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」)、また、環境保全型農業直接支援対策は、対象者を農業者、集落営農、農業者グループとしており、個人で加入することも可能となっている。こうした取扱いは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行される平成 27 年 4 月 1 日以降も引き継がれる見込みである。
- ²³ 林農水産大臣は、万一米の関税が引き下げられれば、ゲタ対策の検討が必要になると答弁している。第 186 回国会参議院農林水産委員会議録第 14 号 (平 26. 5. 29)